

◎新潟県告示第1001号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、加茂市の加茂郷土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和7年11月18日

新潟県三条地域振興局長

1 就任

理事 加茂市幸町1丁目7番29号 馬場 孝正

就任年月日 令和7年10月21日